

別記第31号（第23条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

帳簿等の廃棄認可申請書

下記（又は別紙目録）の帳簿等は、保存期間を経過したので、廃棄につき認可を申請します。

記

年度	名称	冊数	保存期間	保存始期	備考
				保存終期	

別記第32号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

登記記録の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第33号（第24条第1項第1号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

地図等の滅失に関する報告書

不動産登記規則第30条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	

別記第34号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

滅失のおそれがある登記記録に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

（注） 不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。

(別紙)

市区郡町村	大字 (字)	土地又は 建物の別	地番 (又は家屋番号)	筆個数
何	何	土 地	何番、何番、何番、 何番	何 筆
何	何	土 地	何番、何番何、何番何、 何番、何番	何 筆
何	何	土 地	何番から何番 何番何、何番	何 筆
何	何	建 物	何番、何番、何番、 何番	何 個
何	何	建 物	何番、何番の何、何番の何、 何番、何番	何 個

別記第35号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

滅失のおそれがある地図等に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第36号（第24条第1項第2号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

滅失のおそれがある登記簿の附属書類に関する報告書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

滅失のおそれがある登記簿 の附属書類	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	

別記第37号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

登記記録の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した登記記録	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第38号（第24条第1項第3号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

地図等の滅失に関する意見書

不動産登記規則第30条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失した地図等	
滅失の事由	
滅失の年月日	
調査の結果及び意見	

別記第39号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある登記記録に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失のおそれがある登記記録に記録された不動産所在事項	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調査の結果及び意見	

（注）不動産が5個以上の場合には、不動産所在事項を別紙の目録に記載することができる。この場合には、別記第34号様式に準ずる。

別記第40号（第24条第1項第4号関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

滅失のおそれがある地図等に関する意見書

不動産登記規則第30条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

管轄登記所名	
滅失のおそれがある地図等	
滅失のおそれがあると考え る事由	
滅失のおそれがあることを 発見した年月日	
調査の結果及び意見	